

五泉市住宅リフォーム事業の流れ

申込期間:令和2年4月10日から(予定枠に達した時点で締め切らせていただきます)

1. 申し込み

《 提出していただくもの 》

- ①補助金交付申請書兼同意書
- ②リフォーム工事前の写真(日付けが入ったもの)
- ③リフォーム工事の契約書又は見積書の写し
(対象工事とその他の部分を分け、金額の明細がわかるもの。)
- ④リフォーム工事の内容がわかる図面等
- ⑤借家の場合は、所有者の同意書
- ⑥自然災害の被害を受けた場合は、り災証明書

※申請前に着工した工事は補助対象外ですのでご注意ください!

2. 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付の可否を決定し、市から通知します。

※補助金交付申請後、交付決定通知を待たずに、工事に着工したい場合は、申請書に事前着工届を添付し、申し出てください。

3. 工事着工

《 工事を取りやめる場合 》

【五泉市住宅リフォーム事業中止届】に必要事項を記入し、提出してください。

4. 工事完了

《 提出していただくもの 》

- ①減額変更交付申請書兼実績報告書
(工事費が減額になった場合はその理由を記載してください。
なお、工事費が増額変更になっても、補助金の増額は認められません。)
- ②領収書の写し
(対象工事とその他の部分を分け、金額の明細がわかるもの。)
- ③工事後の状況がわかる写真(日付けが入ったもの)

※工事内容により、現地を確認させていただく場合があります。また、その他別途必要な書類を提出していただく場合もあります。

次のページへつづく



5. 補助金の確定

市が実績報告書を基に補助金の額を確定し、
【五泉市住宅リフォーム事業補助金確定通知書】にて、
申請者へお知らせします。



6. 補助金の請求

申請者は、補助金確定通知書を受け取った後、速やかに
【五泉市住宅リフォーム事業補助金請求書】を提出してく
ださい。
※請求書は、確定通知書に同封します。



7. 補助金の支払

市は、補助金請求書を受理した後、補助金を申請者の
指定口座に振り込みでお支払いします。
※振込口座名義は、申請者と同じにしてください。



8. 完了

以上で申請手続きは完了です。
なお、詳しい内容については、お問い合わせください。

◆ お問い合わせ先 ◆

商工観光課 商工係

〒959-1692

五泉市太田1094番地1

電話：0250-43-3911

(内線279)